

## ⇒ 論 説 ⇐

## 中国における90年代の市場経済化とジェンダー

溝 口 由 己

## 1. はじめに

一般に市場経済における個人は、ジェンダー属性のない中性的な個人が想定されることが多い。本稿が主張する大きな仮説の一つは、「市場経済はジェンダーニュートラルではない」というものである。この仮説にとって中国は重要な検証材料を提供してくれている。1978年に改革開放政策を始める前まで、中国はいわゆる社会主義計画経済体制を実施していた。改革開放政策にともなって市場経済体制へと体制移行を進めるが、労働力が商品化され労働力市場が登場するのは1990年代以降（正確には「社会主義市場経済建設」が決定された1992年の第14回党大会以降）のことである。したがって労働に関して、1980年代までは旧来の計画経済体制が概ね維持されていたが、1990年代の10年間に労働力資源を配分するメカニズムは市場経済へと切り替わった。それは壮大な社会実験であり、その実験を通じて、市場経済化がジェンダーに対しニュートラルではない影響を与えたことを本稿は示す。また本稿のより重要な課題は、どのようなプロセスを経て市場経済化がジェンダーに対しニュートラルではない影響を与えたのかをみることである。

中国で90年代（正確には「社会主義市場経済建設」が決定された1992年の第14回党大会以降）といえば、雇用制度や社会保障制度が大きく改変され、市場経済化が人びとの生活に直接関わる領域に及んだ時期である。本稿では、市場経済化の進展により都市部労働市場で生じた変化をジェンダーという補助線を引いて検討する。記述の順序は、2節で1992年までに中国で高い男女間経済平等が達成されたことの確認し、3節でそれを成立させた社会経済的条件を考察する。4節では、1992年以降市場経済化の浸透によりこれら社会経済的条件が変化し、そのことを通じて男女間経済平等が崩れる様子を記述し、5節で崩れた男女間経済平等の現状を夫妻関係の類型として整理し、最後に6節でまとめをする。

## 2. 達成された高い男女間経済平等－1992年まで

市場経済化が本格化する前までの中国は、男女間の経済平等が世界的にも稀なほど達成された社会であった。「有償労働と無償労働とを男女がともに担う社会」。これは日本では「男女共同参画社会」を語る際になどに用いられる表現であるが、この「男女共同参画社会」は日本に先

駆けてすでに中国において達成されていた。しかもその達成度は世界的にも極めて高いレベルにあった。まずはこの事実に驚く必要がある。本節では、この点の事実確認<sup>1</sup>と男女間経済平等を成立させた社会経済的条件を考察する。

### (1) 就業面における男女平等

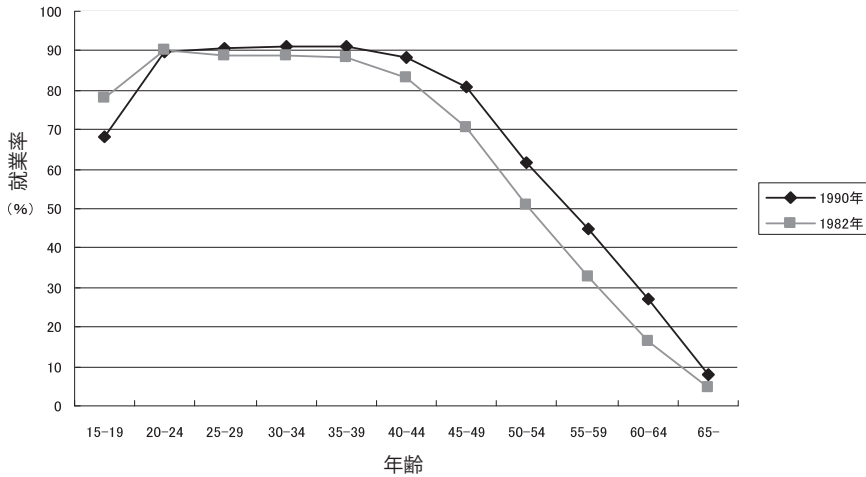
解放前の1940年には正規雇用されている女子が女子労働力人口全体に占める率は1～9%であったとみられているが(譚深, 1998, 57ページ), 解放後になってから女子労働力率は目覚ましく上昇した。歴史的には1957年から始まる大躍進政策において、急速な工業化を目指して、工業部門への労働力投入を増加する政策をとり、その新規増加分の労働力として都市部の非就業女性をあてがったことが、中国における高い女子就業率の歴史的経緯としてある。その後も高い女子就業率は1990年代初頭まで続いた。図表-1は、1982年と1990年における中国都市部での女性の就業率カーブを表している。図表から、第一に中国都市部女性の就業率が非常に高いことがわかる<sup>2</sup>。1990年の15～64才の労働年齢人口の女子労働力率は79%であり、同じ時期の日本の50.1% (1990年) を大きく上回っている。第二に、年齢別に就業率をみても日本が良く知られたM字型の就業率カーブを描くのは異なり、結婚・出産育児に関係なく就業が継続するという高原型のカーブを描いていることがわかる。都市部従業員全体に占める女性の割合からみても1988年に37.0%と非常に高く、就業率という点で、女性はほぼ男性並みに働いていたといえる。また賃金面での男女格差は1988年で84.5 (男子賃金=100) と存在はするものの日本の49.6 (パートを含む, 1990年) と比べてその差は格段に小さい<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> ここでの事実確認作業は、溝口(2001)を参照している。

<sup>2</sup> 『中国婦女統計年鑑』(1991)。後にみる図表-12のなかの1990年の都市部女性の就業率は97.2%であり、この数値と違うが、これはサンプルの年齢幅が大きく違うことによる。

<sup>3</sup> 中国の数値は都市部従業員に限定したもの(中華全国婦女聯合会婦女研究所編, 1991, 319ページ)である。日本の数値は労働省編『労働白書 平成3年版』132ページから。

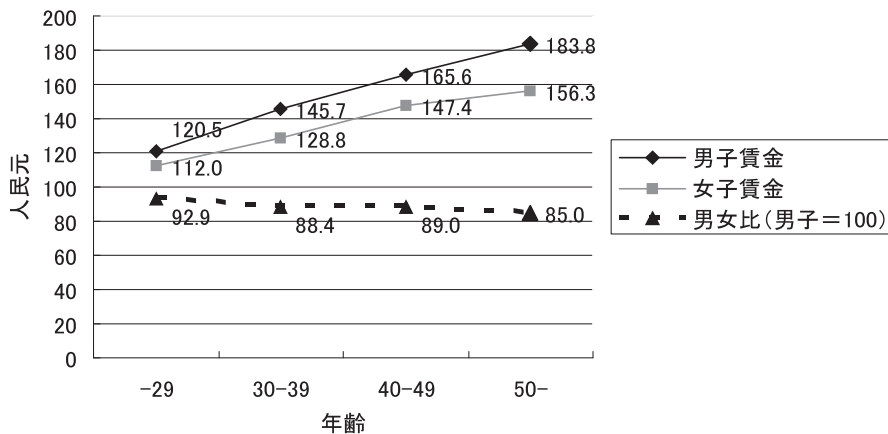
図表－1 中国都市部・女性就業率カーブ



出典)「人民日報」1994年10月12日

また賃金を年齢別にみたときの賃金カーブも、日本では男性は山なりの年功カーブを描き、女性はフラットなカーブを描くという男女間の違いがあるのとは異なり、男女ほぼ同様の形のカーブを描いており (図表－2)、雇用面での男女間の構造的な格差の存在はこの点からは見出せない。つまり就業・雇用面においては、ほぼ男女平等が達成されていたといえる<sup>4</sup>。

図表－2 中国の男女別賃金カーブ (1988)



出典) 中華婦女聯合会研究所編 (1991, 321ページ)

<sup>4</sup> 但し、このことは男女平等を必ずしも意味しない。例えば所有制別に女子従業員の割合をみると、国有企業で33.4%、集団所有制企業で46.7%、その他の所有制企業で50.2% (いずれも1988年の数値。(中華全国婦女聯合会婦女研究所編, 1991, 251ページ))である。中国では賃金外の福利厚生が国有企業、集団所有制企業、その他の所有制企業の順で厚いことが知られている。つまり所有制別での女子従業員比のこの違いは隠れた男女格差の存在を示唆しているのである。また、政治面での女性の地位が低いことは (第13回党大会時の中央委員に占める女性の割合は5.7%、第13期の全国人民代表大会に占める女性の割合は11.6% (中華全国婦女連合会婦女研究所編, 1991, 571~572ページ)), これまでにも指摘されてきた通りである。

## (2) 家事分担面における男女平等

家庭の外での就業に関してはほぼ男女平等が達成されていた中国だが、では家庭内ではどうか。まず中国での家事分担の実態をみてみよう。図表-3は国別に家事労働時間をみたものである。図表から第1に中国での家事労働の総時間数が他国より長いこと、第2に家事に携わる労働時間の男女比が中国では0.75（女子=1）と夫の家事参加が圧倒的に多いことがわかる。しかも第2の点は旧ソ連やポーランドなど中国と同じ社会主義経済体制をとる国と比較しても、また男女平等が進んでいるとされる米国や仏国などと比較しても際立っている。第2の点に関し、「やはり中国でも妻の方が家事分担が多く、完全な男女平等は実現していない」と型どおりにいうことはできる。しかしこの点を強調することは、中国の際立った特徴（夫の家事時間（対妻比）の圧倒的な多さ）をみえづらくしてしまう。ここで強調すべき事実はむしろ中国での夫妻間家事分担の際立った平等ぶりであるだろう。

図表-3 家事労働時間の国際比較

単位：時間

	中国	米国	旧ソ連	仏国	旧西徳	ポーランド
男子	3.9	1.1	1.3	1.4	1.2	1.2
女子	5.2	3.3	3.6	3.5	4.1	3.6
比率（女子=1）	0.75	0.33	0.36	0.4	0.29	0.33

(出所) 中華全国婦女聯合会婦女研究所編（1991, 591ページ）。

その前に一つ確認しておこう。家事労働時間の総時間数の長さだけから家庭内家事分担の男女平等を判断できない。というのも家事の1つか2つの特定項目だけに夫の参加が特化している可能性があるからだ。ここでは一旦大きな括弧を開いて中国都市部世帯の夫が家事の特定項目に特化していないことを確認してから次の議論に進むことにしよう。

図表－4 生活時間の日中比較

(1) 中国人の生活時間 (1990) (分)

		労働	通勤 (往復)	買い物	炊事	洗濯	その他の 家事	学習	テレビ 鑑賞	その他の 自由時間	睡眠
都市	女	423	37	38	88	45	92	33	100	157	466
	男	456	35	24	42	16	48	60	103	175	460
	計	440	36	31	66	31	72	45	101	166	463
農村	女	345	26	21	116	51	123	11	65	117	493
	男	433	37	21	28	10	75	26	78	184	491
	計	388	32	21	73	31	100	18	71	165	492
全体	女	358	28	24	110	50	116	15	71	150	487
	男	437	37	22	30	11	70	33	82	182	486
	計	400	33	23	69	30	92	24	77	167	486

(注) データサンプルは、18～64歳の男女。但し、「労働」については、その中の有職者のデータである。

(出所) 中国全国婦女連合会・中国女性研究所編, (1993), 『中国婦女社会地位概観: 中国婦女社会地位調査叢書: 全国巻一』, 中国女性出版社 (山下威・山下泰子監訳, (1995), 『中国の女性』, 尚学社, 54～61ページ) から作成。

(2) 日本人の生活時間 (1995) (分)

	労働		通勤 (往復)		買い物	炊事・ 掃除・ 洗濯	子供の 世話	家庭 雑事	学業	テレビ 鑑賞	その他の マスメ ディア	食事	身の回り の用事	療養・ 静養	休息	その他 ・不明	睡眠
	行為者	全体	行為者	全体													
女	426	375	124	86	33	151	52	53	6	230	65	95	69	11	30	27	437
男	534	491	166	130	8	8	6	12	8	190	72	90	57	11	29	21	451
計	490	442	150	112	21	122	30	33	7	221	68	93	64	11	30	24	444

(注) 「労働」と「通勤」は、有職者男女のデータ。それ以外は、成人男女のデータ。また、「行為者」とは、該当の行動を「15分以上」した者のこと。

(出所) N H K放送文化研究所編, (1996), 『日本人の生活時間: N H K国民生活時間調査』, N H K出版から作成

図表－4(1)は中国人の生活時間をみたものである。この図表で家事のいくつかの項目への参加をみることができる。図表－4(2)は参考のために日本人の生活時間をのせている。まずこれを中国都市部世帯の夫が特定の家事に特化しているかどうかを判断する参考基準にしてみる。図表から中国都市部の女性が1日に費やす「買い物」時間は38分で、日本の女性の33分とほぼ同じである。男性を比べると日本の男性の「買い物」時間が8分であるのに対し、中国都市部の男性は24分と、日本の夫と比べて中国の夫は明らかにこの項目を行っている。また中国都市部の女性が「炊事」と「洗濯」にかかる時間は133分、日本の女性が「炊事・掃除・洗濯」にかかる時間は151分と日本の数値には「掃除」が入っていることを考慮すれば女性に関してはこれもほぼ同じと考えていいだろう。しかし同様の項目を男性について比較すると、日本の男性が8分であるのに対し、中国都市部の男性は58分と、ここでも中国都市部の男性は女性には及ば

ないものの、日本の男性に比べて明らかにこの項目をこなしているのである<sup>5</sup>。つまり日本の夫と比較して中国都市部世帯の夫は特定の家事に特化することなく各項目の家事全般をこなしているといえる。また中国都市部世帯の夫の家事労働時間を同じ中国都市部世帯の妻のそれを基準としてみても、中国都市部世帯の夫の「買い物」時間は中国都市部世帯妻の約2/3、「炊事」は約半分、「洗濯」は約1/3、「その他の家事」が約半分と、妻よりも家事時間が短く、項目によって夫妻間の家事時間の比がばらついているが、「夫の家事参加が特定項目だけに特化している」というほどではない。さらに同様のことを家事への参加率という点からみると（図表-5）、「炊事」、「洗濯」、「子の世話」では夫の参加率が妻のそれをそれぞれ29ポイント、36ポイント、16ポイント下回っている。逆に「子の教育」、「老人の世話」になると夫の参加率が妻のそれをどちらも2ポイントと僅かだが上回っている。各項目でいくらかのばらつきはあるものの、全体としてはやはり「夫の家事参加が特定項目だけに特化している」とはいえないだろう。中国都市部の世帯では夫の家事参加は全般にわたり、やはり夫妻間の家事分担は相当に平等であると判断できるのである。

図表-5 中国都市部世帯での家事参加率と時間（1991）

	夫		妻	
	参加率 (%)	時間 (時間)	参加率 (%)	時間(時間)
炊事	72	1.37	93	1.76
洗濯	60	0.81	96	1.00
子の世話	46	1.53	62	1.88
子の教育	46	1.07	44	1.06
老人の世話	20	1.15	18	1.27

注) 時間は参加者（行為者）の平均値  
出典) 沙吉才主編（1995, 241ページ）。

### 3. 経済的男女平等を支えた社会経済的諸条件

このように中国では夫婦が「二人で働き、二人で家事をする」という「男女共同参画社会」が実現されていたわけであるが、それを支えた社会的・経済的条件は何であったのだろうか。

#### (1) 歴史的要因-労働力不足

まず女性の高就業率に関してだが、解放後に目覚しく女性の就業率が上昇した背景には、冒頭で紹介したように解放後特に50年代の労働力不足がある。都市部において急ピッチで工業化

<sup>5</sup> 同じ図表から中国の都市部と農村部では様相が全く異なることがわかるが、ここでは都市部にのみ注目し、農村部は触れない。

建設を推し進めそれに伴い労働需要が拡大したが、治安上の理由などにより農村から都市への人口移動を抑制したため、現在とは違い都市部で労働力不足状態にあった。このことが女性の就業率上昇を支えた初期のマクロ的環境としてあった<sup>6</sup>。これは環境要因であって社会制度ではないが、中国で女性就業率が上がったことの重要な歴史的経緯として知っておくべき項目であると思われるので、ここに列挙した。最後の「おわりに」で社会制度に言及する際にはこの項目は外すことにする。

## (2) 労働需要側の行動目的－企業行動

また労働需要側である企業の行動が、利潤追求的ではなく、従業員数規模の拡大を目指すよう行動していたことも重要な条件だった。この時期の国有企業にあってはそもそも利潤の内部留保がなく、ゆえに利潤を追求する動機はもとから存在しえなかった。むしろ企業にとって重要であったのは、従業員数の拡大を通じて企業の格付け（「級別」と呼ばれた）を上げていくことであり、このため労働者の性別による選別は後景に退いたと思われる<sup>7</sup>。

## (3) 労働市場の不在－賃金制度

次に賃金の男女間格差に関してだが、賃金カーブが男女で同じ型であるのは、基本的に「固定工」と呼ばれる正規雇用しか存在しなかったため、雇用面での構造的な男女格差も存在しなかったということである。また賃金額の格差が小さいことについては、50年代後半から1977年まで外部労働市場の消失にともない内部労働市場も消失し（丸川、2002）、労働者を昇級させ、それにともない基本給が昇給するというメカニズムが機能不全に陥っていた<sup>8</sup>。そのため内部労働市場が機能していればあるいは拡大したかもしれない男女間賃金格差も現実化しなかったということが考えられる。つまり内部労働市場の機能停止で男女間賃金格差に限らず、そもそも賃金格差自体が小さかったということである。

また男女間賃金格差の小さいということは、当然ながら世帯内の夫妻間賃金格差も小さい。前節で、中国は就業・雇用面のみならず家庭内での夫妻間家事分担も世界的に際立って男女平等度が高いことは前に確認した。その条件は何であるのか。中国社会科学院が1993年に実施した調査<sup>9</sup>（「七都市婚姻家庭研究」）によると夫の家事参加は概ね、妻の収入（対夫収入比）が多

<sup>6</sup> 一貫して労働力不足状態だったわけではない。が、初期条件として労働力不足は重要であったと考えられる。

<sup>7</sup> この時期に政府は各企業に対し、男性労働者を女性労働者より多く配分するよう政府に働きかける企業があるがこれをやめるよう諫める通達を何度か出している。このことは当時企業が配置される労働者として男性をより欲していたことを証明しているが、しかしこれは「女性労働者ならば要らない」ではなく、「女性労働者でも歓迎するが、男性労働者ならばなおよい」ということであって、優先要件は従業員数の拡大、性別は二次要件だったと思われる。

<sup>8</sup> 丸川氏によれば、1957年から76年の間に労働者の昇級は一人平均0.9回しか行われていない（丸川知雄、2002、p.20）。

<sup>9</sup> 北京、上海、南京、成都、広州、蘭州、ハルビンの7都市5476世帯を対象に行われた調査である。サンプル特性など詳細は（沈崇麟、楊善華主編、1995）を参照のこと。

くなるにしたがって多くなるという関係にある（図表－6）。前述のように女性就業率が高く、かつ男女間の賃金格差が小さい中国では、当然働く妻の割合が高く、かつ夫妻間の賃金格差も小さい。平均的に妻も夫とほぼ同額の賃金を稼いでいるということが、夫の高い家事参加を支えた条件であると考えられる。

図表－6 夫婦収入比別・家事分担（1993）

	妻収入が 多い	妻収入が 少し多い	収入が 等しい	夫収入が 少し多い	夫収入が 多い	総計
夫が多い	15.38	13.84	8.50	8.85	4.48	8.95
ほぼ同じ	28.21	31.33	28.60	21.93	17.31	25.34
妻が多い	56.41	54.83	62.90	69.22	78.21	65.71
n（人）	78	383	1612	1491	335	3899

（注）「収入が多い」とは収入差が301元以上、「収入が少し多い」は収入差が51元～300元、「収入が等しい」は収入差が50元以下を指す。また、家事分担についての「夫が多い」、「ほぼ同じ」、「妻が多い」は質問票でいずれかをチェックするようになっている。なお、本調査は夫と妻の両方に聞いているが、ここでの数値は妻の回答を用いている。

出典）沈崇麟，楊善華主編（1995，55～56ページ）。

#### （4）出産・育児の社会（企業）による負担

また女性の就業率カーブが子の存在に関わらず就業を継続する高原型のカーブを描くことに關してだが、出産に関しては3ヶ月の法定産休が認められており、かつ実際にもほぼ100%消化されていたこと（図表－7），また育児についてはほぼ全ての国有企業に保育施設が設置され（図表－8），無償に近い価格で育児サービスが提供されていた。こうした国有企業の設置する保育施設（その準備が整っているところは0歳児から受け入れていた）は多くの場合，職場内部か職場に隣接した地域にあり，かつ通いの保育施設の場合，子どもを預かる時間帯はその職場の勤務時間を考慮して設定されていたため，子の送り迎えは親の通勤と重ねることができた。さらに通いの保育施設だけでなく，全託と呼ばれる平日のあいだ子どもを預かる保育施設（週の初めに子を預けて，週の終わりにお迎えに行く）も多数あった。こうした社会（企業）による出産・育児サポートが女性の継続就業を支えた条件の一つといえる。

図表－7 従業員の性別出勤日数（1985，86年）\*

	平均出勤日数	有給取得日数
男性	602.7	9.3
女性	588.2	23.8
哺乳期間中の女性	432.1	180.0

注）\* 南寧市が10の企業の同一職種，同一年齢の男女従業員に対し行った出勤状況調査。

出典）李銀河（2003）『女性権力的蜂起』文化芸術出版社。



図表－8 企業の福利厚生施設の保有割合

%

	託児所	食堂	浴場	住宅	小学校	中学校	病院	娯楽施設	平均従業員数
1988年(天津)*	80	96	97	74	—	—	—	—	738
うち国有企業	97	100	100	89	—	—	—	—	948
1999年国有企業**	33	81	62	87	15	12	45	27	1306

注) \*1988年に天津の300企業に対して行われた調査の結果。

詳細はアジア経済研究所(1989)『発展途上国中小企業研究報告書』を参照のこと。

\*\*1999年に四川省と江蘇省の100の国有企業を対象に行われた調査の結果。

詳細は国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』第132号を参照のこと。

出典) 丸川(2002, 151ページ)

#### (5) 親族ネットワークによるサポート

さらに、育児に関しては親族とりわけ祖父、祖母のサポートも期待できる。日本では孫の育児をサポートする人として祖父、祖母があげられこそすれ、育児を最も負担すべき人として祖父、祖母が観念されることは少ない。しかし中国では祖父、祖母が育児の主担当となることも日本とは違って自然なこととして受け止められている<sup>10</sup>。これは日本では親子二世代で形成される核家族の壁が相対的に高く、従って祖父、祖母と孫の間関係は間に入る親によって遮断されるが、中国では核家族の壁が低く、親子三世代(ないしは四世代)で形成される大家族こそが「家族」と認識されるためである。祖父、祖母が孫の育児に手を貸すのは当然であると考える一方、見返りとして孫の教育方針等に口を出すのも当然であると考えられている。さらに徒歩で行ける範囲に祖父、祖母が近住しているケースが多いため、育児にあたって祖父、祖母の存在は重要な社会的資源の一つとなっている。前記(4)と併せてこの親族ネットワークによるサポートの存在が強力に女性の継続就業を支えたといえる。

#### (6) 少ない労働時間

社会経済的條件の整理として本来はこの項目は、(2)の労働需要側の行動目的に含めるべきかもしれないが、後で因果連鎖の説明をする便宜のため独立した条件として記述する。日本では夫の家事参加を阻害する要因として、男性の市場労働時間が長いことがたびたび指摘されてきた。この点に関し、80年代までの中国では都市部の従業員人口の95%以上が国有企業ないし集団所有制企業といった公的所有制の職場で働いており、こうした職場では残業時間は週に平均1時間程度と少なかった<sup>11</sup>。また職場から分配される住居は多くの場合、職場から近いところもあり、結果通勤時間も短く、「労働時間+通勤時間」外の自由時間が相対的に大きかったことも、

<sup>10</sup> 2014年に実施された中国家庭発展パネル調査によると、1歳から5歳の子の育児を母が主に担当するとした回答は44.4%、父とした回答が1.7%、祖父・祖母とした回答は41.1%である(国家衛生計生委家庭司編, 2016, 128ページ)。

<sup>11</sup> 1995年の国有企業173社(製造業)の労働者の平均年間実労働時間数は1890時間、うち残業時間は48時間である。(これは『中国労働統計年鑑』1996年版, p. 539にある1995年第3四半期の全労働者労働時間数を4倍して年間全労働者労働時間数とし、それを平均全労働者数で除した数字)

夫の高い家事参加を支えた条件であった。

以上、中国では市場経済化の進展が本格化する前の90年代初め頃までは、就業・雇用面、家庭内の家事分担ともに高い男女間平等が達成されていたことの大枠を確認し、それを支えた主要と思われる社会経済的条件(1)～(6)をあげた。このうち、(1)(2)の条件は女性の就業率の高さを支える条件で、(4)(5)は女性の就業率カーブが高原型である条件である。(3)は小さい男女間賃金格差の条件で、この小さい男女間賃金格差と(6)が家事負担の男女平等の条件である。

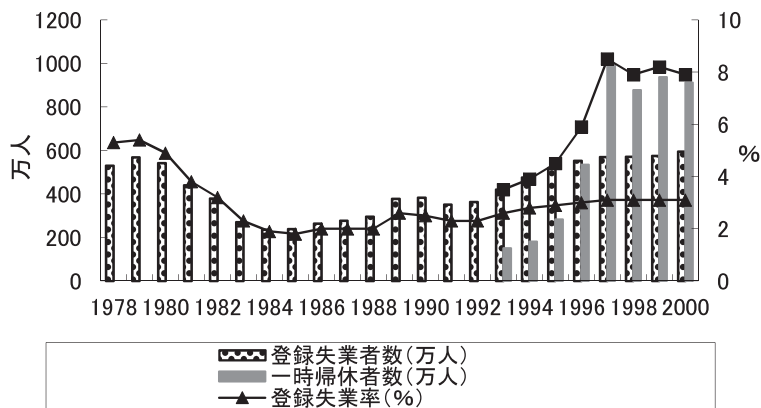
本稿の課題は、市場経済化前に達成された男女間の経済平等が、市場経済化に進展により崩れていくプロセスを描くことにある。以下はこの点を検討する。

#### 4. 労働市場の構造的変化とジェンダー—1992年以降

##### (1) 労働市場の変化

80年代末から国有企業の経営が顕著に悪化し、1992年の第14回党大会以降、国有企業改革は新たな局面に入り、労働との関連でみれば、90年代半ばから大規模なリストラが開始された。国有企業や集団所有制企業など公的所有制企業は、それまでに抱え込んできた従業員を、「下崗」(シアガン)と呼ばれる一時帰休<sup>12</sup>の形で大量に吐き出した(図表-9)。一時帰休者を含めた失業率は90年代末には8%前後となり、東北地方などでは10%を大きく超える失業時代を迎えることになった。前述の条件(1)であげた「歴史的要因-労働力不足」は、明確に終焉し、労働力過剰が顕在化する。

図表-9 都市部の失業者数と失業率

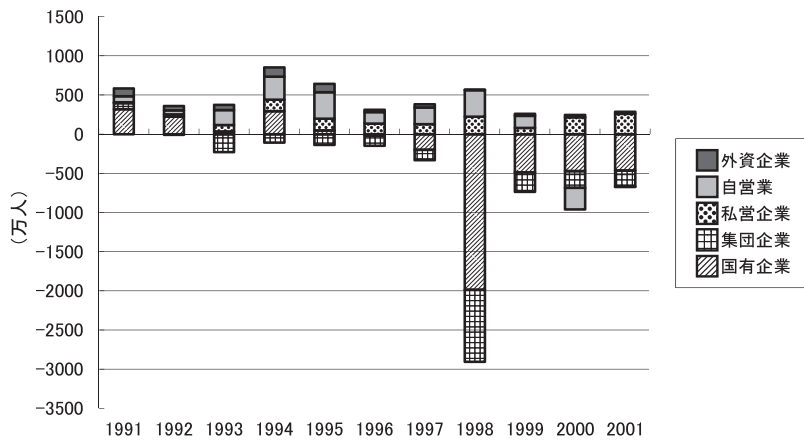


出典) 中華婦女聯合会研究所編 (1991, 321ページ)

<sup>12</sup> 「下崗」は「一時帰休」や「レイオフ」とも訳されるが、「レイオフ」が職場復帰の優先権をもつのに対し、「下崗」は職場復帰の可能性が閉ざされており、「レイオフ」とも「一時帰休」とも違う。いわゆる「失業者」と区別されるのは、2～3年の一定期間、再就職訓練のための「単位」に身分が所属しているためであり、期間中に再就職できなければ「失業者」となる。そのため「下崗」とは「執行猶予付きの失業者」という表現に近いだろう。

企業類型別に就業者数の増減をみると（図表－10）、国有企業の就業者数増加は94年を最後に以後はなく、95年からは国有企業、集団企業といった公的部門が主たる従業員の出し出し側となり、雇用の吸収先の主役は93年から私営企業や自営企業それに外資系企業といった私的部門にシフトしていることがわかる。もちろん雇用吸収の主役とはいえその吸収力は十分ではなく、ゆえに全体として（一時帰休者を含む）失業率が大幅に上昇したのであるが、ここでは前述の条件(2)「労働需要側の行動目的－企業行動」との関係で、雇用吸収の主役として登場した私的部門の企業行動が、従来の国有企業のように従業員数拡大を目指すのではなく、利潤を追求するものであり、したがってかつての条件(2)（従業員数拡大を目指す）「企業行動」が崩れたことに留意しておきたい。

図表－10 企業類型別の就業者数増減



出典)『中国統計年鑑』2002年版

また前述の条件(3)「労働市場の不在－賃金制度」との関連では、90年代に労働市場が復活した。一部の難関エリート大学で残っていた卒業生の配分制度（就職先を国家が指定）も90年代前半にはほぼ消えた。また外部労働市場が出てきたことにより内部労働市場も復活し、労働者が昇級することで基本給が昇給するというメカニズムも公的部門の職場において再び機能し始めた。これに伴って潜在的格差にとどまっていた賃金格差は職場内格差、業種間格差、地域間格差、そして男女間格差とあらゆる面で現実化した。私的部門での賃金構造は資料の制約のため把握が難しいが、出来高給の成分が多い構造になっていると思われる。さらに非正規雇用が拡大したことも重要な変化である<sup>13</sup>。こうしてかつての条件(3)「労働市場の不在－賃金制度」は崩

<sup>13</sup> 非正規雇用についての定まった定義はまだなく、そのため、非正規雇用についての統計も整備されていない。ここでは李秋芳（2003）によって、非正規部門（自営企業や零細企業）の雇用者、正規部門の雇用者で正規雇用者とはその労働条件、労働時間、賃金、福利などの待遇が異なる雇用者（臨時労働者、季節労働者、労務労働者、パートタイマー、派遣労働者など）を指す用語として用いる。

れた。

## (2) 労働市場の変化とジェンダー

国有企業の大規模なリストラにより大量の一時帰休者が90年代後半に発生したが、男女別に一時帰休者になった割合をみると、1999年の段階で男性従業員の6.5%が一時帰休者になったのに対し、女性従業員はその割合が9.2%と失業圧力が女性により大きくかかったことがわかる<sup>14</sup>。また半年以上一時帰休にあった人員に占める女性の割合は67.2%と長期失業の者ほど女性の占める割合が増大する傾向があり、女性の方が男性以上に再就職にあたっての困難に直面している。女性の就職・再就職の状況をみてみよう。

就職・再就職の経路は、従来の国家による配分制度が終わり、ブルーカラーでは「労働市場」、ホワイトカラーでは「人材市場」などの仲介機構が90年代半ば以降急速に発展してきた。就職経路として他に新聞・雑誌の求人広告や知人の紹介、学校の就職部などがあるが、ここでは労働需要側である企業の性別求人状況をみることで、女性の就職・再就職の現状を把握したい。図表-11は2002年の5月と6月の2ヶ月間、北京市と天津市の「人材市場」「労働市場」に企業が提出した求人票を集計したものである。業種別に集計した図表-11(1)の「合計」から「男性のみ」の求人が「女性のみ」の求人より7.3ポイント多いことがわかる。また図表-11(2)は職種別に集計したものであるが、図表は「男性のみ求人」-「女性のみ求人」の引き算の値の小さい順にソートをかけているため、「男性のみ」が多い「保安警備」、「公安検察」や「女性のみ」が多い「モデル」、「電話交換手」が目立ってしまうが、これらの職種は求人数自体さほど大きくはないはずであるし、またこれら職種で差が大きく計算されるのは「(性別の)注記なし」とする求人票が少ないことも関係している。求人数が多いあるいは「モデル」等より一般的職種と思われる、技術職や管理職、サービス員、店員などに注目すると、正規雇用の高賃金職である「技術職」や「管理職」で男性の求人が多く、非正規雇用の可能性がある低賃金職の「サービス員」や「店員」で女性の求人が多いということが明瞭に出ている。

<sup>14</sup> 『中国労働統計年鑑』2000年版。

図表－11(1) 業種別求人状況 (%)

	男性のみ①	女性のみ②	男女とも	注記なし	①－②
保険業	42.4	7.6	18.2	31.8	－34.8
電力水利	38.5	3.8	30.8	26.9	－34.7
社会福祉	36.7	3.3	23.3	36.7	－33.4
環境衛生	39.3	7.1	32.1	21.4	－32.2
公共交通	36.5	8.4	36.5	18.6	－28.1
党政機関	32.3	8.5	30.0	29.1	－23.8
林牧漁業	30.0	6.7	40.0	23.3	－23.3
医療器材	24.2	4.7	20.1	51.0	－19.5
不動産	26.9	8.6	25.4	39.1	－18.3
石油ガス鉄鋼	26.9	9.0	26.0	38.2	－17.9
家事サービス	33.9	16.1	16.1	33.9	－17.8
重型機械	19.6	3.7	21.4	55.4	－15.9
建築	22.9	7.3	28.0	41.8	－15.6
金融・証券	20.1	4.5	24.0	51.4	－15.6
ゴムビニール	22.0	6.5	23.0	48.5	－15.5
食品、食料油	23.7	9.4	32.8	34.1	－14.3
家電製品	17.7	5.1	23.6	53.6	－12.6
教育	17.6	5.6	20.8	56.0	－12.0
科学研究機構	17.5	5.6	20.6	56.3	－11.9
その他	20.1	9.0	16.5	54.4	－11.1
測量器材、金物	16.3	6.3	22.3	55.1	－10.0
木材家具	18.1	8.5	20.2	53.2	－9.6
紙、印刷	14.5	5.1	20.6	59.8	－9.4
旅行業	17.0	8.5	21.4	53.1	－8.5
貿易商社	19.1	10.9	20.7	49.3	－8.2
ホテル・旅館	18.3	10.5	27.5	43.6	－7.8
紡績	17.8	11.2	25.8	45.3	－6.6
文房具	21.9	15.6	15.6	46.9	－6.3
高度電子産業	11.8	5.7	15.2	67.3	－6.1
医薬保健業	10.1	4.1	21.3	64.6	－6.0
小売	19.2	13.6	30.1	37.1	－5.6
卸商社	16.4	12.8	27.8	43.0	－3.6
工芸、美術	14.2	11.1	25.8	48.9	－3.1
文化芸術体育	13.6	13.2	22.7	50.5	－0.4
医療衛生	14.3	14.3	28.6	42.9	0.0
生活用品	14.5	15.4	28.7	41.4	0.9
服装、皮革	10.2	11.4	26.2	52.2	1.2
新聞出版	6.1	7.7	22.4	63.8	1.6
郵便電話通信	12.4	14.0	20.6	52.9	1.6
コンサルタント、広告	6.3	8.4	22.3	63.0	2.1
飲食店、娯楽	16.2	19.5	30.2	34.1	3.3
合計	17.3	10.0	24.8	48.0	－7.3

出典) 李秋芳主編 (2003)「中国婦女就業：現状與対策」, 中国婦女出版社, 48-49ページ

図表-11(2) 職種別求人状況 (%)

	男性のみ①	女性のみ②	男女とも	注記なし	①-②
保安警備	55.4	2.0	33.3	9.3	-53.4
公安検察	55.6	11.1	22.2	11.1	-44.5
コック	37.5	0.6	20.6	41.2	-36.9
運転手	38.4	2.4	20.7	38.6	-36.0
技術労働者	34.0	3.8	16.4	45.8	-30.2
上級技術者	22.2	0.4	17.4	60.0	-21.8
上級管理者	20.7	1.1	23.2	55.1	-19.6
初級技術者	19.7	1.6	20.7	58.0	-18.1
弁護士	14.6	0.0	12.5	72.9	-14.6
一般業務管理	18.8	6.2	26.6	48.4	-12.6
経営企画	12.9	0.3	27.3	59.5	-12.6
代商人	12.5	0.0	31.3	56.3	-12.5
雑務労働者	24.4	13.0	35.0	27.6	-11.4
生産操作労働者	22.7	11.4	30.1	35.8	-11.3
編集記者	10.6	0.0	19.7	69.7	-10.6
教師	14.1	3.8	14.1	67.9	-10.3
撮影	10.9	2.9	28.7	57.5	-8.0
公務員	23.1	15.4	23.1	38.5	-7.7
営業	11.8	4.1	30.2	53.9	-7.7
医師	11.9	7.1	26.2	54.8	-4.8
銀行員	4.3	4.3	17.4	73.9	0.0
一般事務	15.0	16.2	28.1	40.6	1.2
翻訳	3.5	7.0	36.6	52.8	3.5
ツアーガイド	0.0	3.7	29.6	66.7	3.7
経理	7.3	11.2	31.0	50.5	3.9
看護師	12.5	25.0	37.5	25.0	12.5
演芸員	9.1	24.2	54.5	12.1	15.1
整備士	4.3	21.6	23.5	50.6	17.3
美容美髪	2.4	26.8	31.7	39.0	24.4
タイプライター	2.8	27.8	20.1	49.3	25.0
サービス員	5.2	34.5	32.6	27.8	29.3
店員	6.4	36.7	26.6	30.3	30.3
秘書	4.0	36.0	17.6	42.3	32.0
電話交換手	4.3	62.4	3.4	29.9	58.1
モデル	2.9	69.1	11.8	16.2	66.2
合計	17.2	10.8	24.5	47.4	

注) 保安警備の「女性のみ」の数字が原文では2.0と9.0が並置されているが、ここでは2.0のみ記した。また同じく保安警備の「注記なし」の数値が原文では-53.4となっており、これは再計算した①-②の数値に一致する。おそらくプリントミスだと思われる。そのため筆者が再計算した数値を入れた。①-②の合計値は不明であり、空白とした。

出典) 同左, 50-51ページ

丸川（2002）によれば、中国の労働市場は三重構造になっている（丸川，2002，123ページ）。第一階層は大卒以上の技術職、管理職の労働市場であり、この労働市場は開放的で都市間横断的に市場が形成されている。第二階層は中卒、高卒程度の一般労働力の市場であり、この労働市場については、都市によって違いはあるものの、多くの都市では地方政府の政策によって農村からの流動人口など「外地人」を閉め出し、「地元住民」優先策をとっている。第三階層は3Kに代表される非正規雇用の労働市場であり、この労働市場に関しては「外地人」に開放的である。例えば、都市部の代表的な男性非正規雇用職に建設労働があるが、ほぼ「外地人」によって担われている。また代表的な女性非正規雇用職に飲食店のウエイトレスや清掃業などがあるが、これもかなりの部分「外地人」によって担われている。

つまり非正規雇用の可能性がある「サービス員」や「店員」などの職種で女性の求人が多いということは、都市部の女性の一部は農村からの「外地人」と労働市場で競合している可能性があるということである。

しかしなぜ女性の方がより強く失業圧力を受け、より大きい就職難に直面し、女性の方がより多く低賃金非正規職に配置されることになったのか。

女性の高就業率を支えていた条件(1)「歴史的要因－労働力不足」と(2)「労働需要側の行動目的－企業行動」が崩れ、労働者は労働市場で競争的選別を受けることになった。労働力は過剰状態であり、雇用吸収先の主役である私的部門企業は従業員数拡大が第一の行動目的ではない。つまり誰かが労働市場から排除されなければならない。それは誰か。他人との比較の上で劣る労働者が市場から排除されるしかない。誰が劣る労働者なのか。私営企業にとって労働者の優劣を測る基準が、(出産・育児コストを含む)単位人件費当たりの労働者の生産性にあるとすれば、出産・育児コストが社会化されている条件下では男女間の単位人件費当たりの生産性は同等だが、出産・育児コストが社会化されえおらず、個人にそのコストが押し付けられている条件下では、当然女性の人件費は膨らみ、その分単位人件費当たりの生産性は低下する。そして議論が前後するが後ろでみるように出産・育児負担の社会化条件も90年代に崩れ、出産・育児コストを負った女性はその分男性よりも生産性が劣る労働者として認識されるようになり、結果、より強い失業圧力、より大きい就業の困難、また低い生産性に見合った仕事として、より多く低賃金の非正規雇用に配置されることになったのだと考えられる。事実、90年代を通じてそれまで高かった都市部女性の就業率は大きく低下し、90年には97.2%だった都市部女性の就業率が2000年には72.4%と実に24.8ポイントも下落した(図表－12)。同じ時期に男性の就業率も9.1ポイント低下しているが、女性の下落幅の方が16ポイントほど大きい。

図表-12 男女別就業率変化（1990～2000）（%）

	男性	女性
1990年①	96.4	97.2
2000年②	87.3	72.4
②-①	-9.1	-24.8

注) 25～49才男女の就業率  
出展)「人口普查10%抽様調査」1990年, 2000年版

また性別求人状況からわかるように高賃金職には男性を、低賃金職には女性を相対的に多く再配置する市場状況であったため、男女間の賃金格差も拡大し、1990年には約80（男性年収＝100）だった男女間所得格差（ここでの数値は副収入を含む年収での格差）が10年後の2000年には約70と10ポイント程度も格差が拡大した。因みに先進国のなかでも男女間格差が小さい国とされているニュージーランドや北欧の一部の国が、概ね80から80前半（男性平均時給＝100）であり、格差が大きいとされている英国は73（男性平均時給＝100）程度である（日本の男女間格差の大きさは別格である）。ここでは中国の数値が副収入を含む年収での格差であるため先進国の数値それ自体との正確な比較はできないが、但し、10年間で格差が10ポイント拡大したということの意味は、格差が小さい国のグループから大きい国のグループへわずかに10年間で転落したのに相当する劇的な変化であるといえる。

### (3) 出産・育児環境の変化

80年代においては都市部従業員の95%以上が公的部門に勤め、その公的部門では3ヶ月の法定産休がほぼ消化されていたと思われるが、90年代の特に半ば以降は私的部門に勤める従業員が増加する。この私的部門での女性従業員の産休取得の正確な状況は判然としませんが、中華全国婦女聯合会が上海で産婦人科に入院中の産婦を対象に含めたヒアリング調査を行っている。そのヒアリング調査結果のなかで、出産するときには退職することを約束させられた上で私的部門の企業に勤めていたという女性がいることなどから、産休状況は80年代より悪化した可能性が強いと考えられる。

育児環境については、図表-8にみるように、1988年時点で97%あった国有企業の保育施設設置率が、（別サンプルを対象にした別調査なので数値の正確な比較はできないものの）1999年には33%と大幅に下落している。90年代の国有企業改革のなかで非生産部門を切り落としてきた結果である。因みに2003年9月に筆者が北京に行った際、国有企業に設置された保育施設の現状を視察させて欲しいと関係各方面に打診したが、「もうない」という回答が帰ってきた。おそらく2003年9月時点の北京では、国有企業に設置された保育施設はほぼ消滅したに近いと思われる。それに代わって私立の保育施設が続々と登場してきたが、これらはもちろん有償である。かつての条件(4)「出産・育児の社会（企業）による負担」が崩れ、費用面での育児負担が個人化したといえる。その額であるが、北京市を例にとれば、私立の保育施設の一ヶ月の平均



費用はおおよそ700元～900元程度であり、子が幼いほど費用は高い。北京市民の平均月収はおおよそ1500元程度<sup>15</sup>であるが、学歴間格差も大きく、大卒以上で平均月収がおおよそ4000元、大学進学率がまだ低い中国で割的に最も多い中卒、高卒でおおよそ1000元ほどであることを考えると、この費用負担の大きさがわかる。2014年に実施された中国家庭発展パネル調査によれば、3歳から子を保育施設に預ける割合が増加し、3歳の子を保育施設に預ける割合は63.8%、4歳の子を預ける割合は91.7%となっている（国家衛生計生委家庭司編，2016，129ページ）。

私立の保育施設と並んで家政業が90年代に発達したことも見逃せない。家政婦の全数やその労働実態も把握が難しいところであるが、筆者が2003年9月に北京の東城区（北京の中心にあり、「胡同」（下町）が多く残っている区）にある家政婦紹介業者に対し行ったインタビュー調査<sup>16</sup>では、家政婦は保母以外にも子の送り迎え、老人の介護、病人の世話、買い物・掃除・洗濯・料理などの家事全般など対象とする仕事範囲は広く、依頼者は夕方の1時間買い物だけを依頼するといったことも可能であり、そうした場合家政婦は、複数の家庭を同時に受け持つことで収入を確保しているということであった。また家政婦の平均月収は仕事の入り具合や仕事内容、仕事の依頼主によって差があるということだが、一つの家庭で平日昼間フルに勤めたとした場合で平均的には600元～900元程度であるということであった。またここでは家政婦希望者の人材情報は、関連のある「労働市場」に本人が提出した就職票を流してもらっているということであるが、その希望者の内訳は、一時帰休された都市部の中年女性と農村の若年女性だということで、家政業を含む非正規雇用の労働市場は、都市部の正規雇用からはじかれた女性と農村からの流動人口とが競合する市場となっていることの一端をここでも垣間見ることができるといえる。

また90年代には住宅供給の制度が大きく改革され、従来の企業による住宅の配給（分房）が停止され、代わって開発会社が郊外にタウンコミュニティ（「社区」「小区」）を建設するようになった。こうしたタウンコミュニティで需要される家政業などのサービス業に一時帰休の女性を再配置する政策もとられている<sup>17</sup>。

こうした私立の保育施設や家政業による育児サービスは市場で提供されるサービスとあってよいが、条件(5)「親族ネットワーク」は他の諸条件が全て崩れるなか、唯一健在な条件となっており、総じて育児は「市場でのサービス」＋「親族ネットワーク」と両者を結合させた形になっているのが現状である。

<sup>15</sup> 本稿における保育施設の料金水準や、所得水準は2000年代初頭のものである。

<sup>16</sup> 北京市東城区浄土胡同20号にある「威温家政服務中心」の経営者に対するインタビュー。

<sup>17</sup> 1999年に労働・社会保障部、建設部、国家税務総局、国家工商行政管理总局、中華全国婦女聯合会民政部は共同で「女性によるタウンコミュニティ・サービス業の実施とタウンコミュニティ建設と下崗女性の再就職の促進に関する意見」（《关于实施巾帼社区服务工程，推动社区建设和下岗女工再就业工作的意见》）書を制定した。これに基づき、婦女聯合会と基層行政組織が連携をとりつつ、家政サービス会社（済南市の「陽光家政サービス会社」、常州市の「月子保母会社」、ウルムチ市の「半边天家政サービス会社」など）を設立。2001年末までに38万人の下崗女性がこうした家政サービス会社に再就職した（李秋芳主編（2003）『中国婦女就業：現状と対策』中国婦女出版社）。

#### (4) 家事分担の変化

家庭内での夫妻間家事分担が90年代を通じてどう変化したのか、残念ながら時系列で正確に比較できるデータがないため正確な実証作業はできない。但し、夫妻間での平等な家事分担を成立させた条件が崩れてきているため、おそらく従来のあり方に変化が生じていると予想される。条件(3)「労働市場の不在－賃金制度」という条件が崩れ、そのため発生した男女間賃金格差拡大は同時に「夫妻間賃金格差拡大」でもあること、また条件(6)「少ない労働時間」も私的部門での従業員数が増加し、この私的部門で残業時間が多いだろうことから崩れてきていると考えられるのである<sup>18</sup>。但し、夫妻間の所得状況にしても決して全世界で均一に変化したわけではなく、従来の均一な夫妻類型（「二人で働き、二人で家事をする」）が所得格差拡大にともない多様化した可能性が強い。この点を次節で検討しよう<sup>19</sup>。

### 5. 女性間格差と世帯類型

80年代までは夫婦がともに働き、ほぼ同額の所得を稼ぎ、ほぼ同等に家事分担するという均一な「男女共同参画」型類型が支配的であった中国の都市部世帯で、それを支えていた社会経済的諸条件の多く（条件(5)以外の条件）は、90年代に市場経済化が浸透したことにより崩れ、これまでとは異なる容貌を呈してきている。とはいえそれは決してこれまでとは違う何か別の均一な類型へと変化したわけではない。所得格差の拡大とともに世帯類型も格差を孕む形で多様化したと考えられる。

その多様化した世帯類型は、前述の労働市場の三重構造と対応させて次のように区分すると整理しやすいだろう。①「夫・第Ⅰ階層＋妻・第Ⅰ階層 or 専業主婦」の世帯類型（以下、「夫Ⅰ＋妻Ⅰ」類型）、「夫・第Ⅱ階層＋妻・第Ⅱ階層」の世帯類型（以下、「夫Ⅱ＋妻Ⅱ」類型）、「夫・第Ⅱ階層＋妻・第Ⅲ階層」の世帯類型（以下、「夫Ⅱ＋妻Ⅲ」類型）の3区分がそれである。それぞれは以下のような類型である。

#### ① 「夫Ⅰ＋妻Ⅰ」類型

この類型で妻は必ずしも専業主婦とは限らなくてよいが、要は夫が労働市場の第Ⅰ階層に勤め十分に高所得であるため妻が専業主婦となっても家計維持ができる世帯であり、北京市を例に出せば、学歴が大卒以上であれば平均月収が4000元程度であるので夫所得だけでも家計が維持できる計算になる<sup>20</sup>。妻が低所得であれば仕事を辞める可能性が高いだろうし、また妻が高所得であっても、特にこの階層を支持基盤として浸透し始めている「母性イデオロギー」の影響

<sup>18</sup> 私的部門での労働統計は公的部門のそれに比して未整備であるため、現状把握のネックとなっている。

<sup>19</sup> この家庭内の夫妻間家事分担のあり方が、夫妻間の所得状況の変化などによってどう変化したのか（あるいはしなかったのか）についてのマイクロ分析は、今後の課題としたい。

<sup>20</sup> お茶の水女子大学が2005年から北京市の中心部8区で実施した中国（北京）パネル調査によれば、有配偶女性の7.2%が専業主婦である（石塚浩美，2010）。

で仕事を辞める可能性がある世帯である。また妻が専業主婦であれ、就業継続者であれ、家事や育児に関して、市場で提供される家政婦などのサービスに問題なく依存できるため、専業主婦であっても家事に専念するとは限らない。この世帯類型は90年代半ばから若年層を中心に出てきた類型で、この世帯が中国で新たに出現してきた中間層である。消費生活スタイルとしては、郊外のマンションに居住し、マイカーをもつなど、新たなライフスタイルの牽引者でもある。日本との比較でいえば日本の「妻・専業主婦」類型に近似しているといえる。もちろん分類としてはほかに「夫Ⅰ+妻Ⅱ」なども考えられるが、婚姻が多くのケースで同学歴者間で結ばれることが多く、労働市場の階層が学歴と強く相関することから、ここでは主要な類型ということで、3類型のみを考える。

### ② 「夫Ⅱ+妻Ⅱ」類型

再び北京市を例に出せば、学歴が中卒、高卒の平均月収が1000元程度である。月収が1000～1500元程度では、子を産み育てていくには、一人の月収ではまかなえない。したがって、市場でのサービスと親族ネットワークなどを組み合わせて使える資源をフル活用しながら、妻も何とか継続就業しようとする世帯である。まだ全体の人口に占める割合としてはこの類型が最も多い。夫妻ともに働いてともに家事をこなすという点では、80年代までの中国における「男女共同参画」型世帯の特徴を踏襲している類型がこれである。但し、当時はあった育児の社会負担（企業内保育施設）はなくなり、その分を市場でのサービスと親族ネットワーク（特に祖父・祖母）により依存するようにはなっている。すでに述べたように、親族ネットワークが強固なため、特にこれに依存して何とか育児と就業を両立させることができている。

### ③ 「夫・Ⅱ+妻・Ⅲ」類型

非正規雇用の中国での定義は定まっておらず、非正規雇用のあり方はかなり多様である。そのため②の正規雇用の妻との境界も必ずしも明瞭なものではない。また非正規雇用がすべて低賃金職とも限らないが、拡大する非正規雇用の多くは低賃金職であり、かつ特に女性において非正規雇用が拡大していることから、正規雇用からはじかれた非正規雇用の妻との組み合わせをこの類型の特徴とする。夫が正規雇用でなく、非正規雇用のケースもありうるが、夫が極めて低所得の場合、離婚するケースも多い。また失業中、一時帰休中の者は、それが一時的状態であるとみなして、非正規雇用予備軍としてこの類型に含める。また②の類型で育児中にも妻が継続就業しようする育児サービスを家政業などの形で提供するのがこの階層の世帯である。さらに非正規雇用の労働市場には農村からの流動人口もあるため、農村の流動人口と競合させられている階層でもある。この世帯類型で、妻の家計収入に対する役割は補であり、家事・育児に対する役割は主である。日本とは社会経済環境が大きく異なるため、メタファーとしてのみ指摘すれば、この世帯類型は、日本でのいわゆる「妻・パート類型」に近似しているといえる。

## 6. おわりに

最後に冒頭で提起した問題に立ち返ろう。中国での市場経済化は1990年代に入ると労働力商品の市場経済化に及んだ。その市場経済化の結果、男性と女性とでは労働力市場において異なる変化がおこった。女性の就業率は男性に比べて大きく低下し、男女間賃金格差も拡大した。また世帯における夫妻間の役割分担に関し、80年代までの単一な「男女共同参画」型類型から、主に3つの類型が出てきた。②「夫・Ⅱ+妻・Ⅱ」類型は、親族ネットワークにこれまで以上に依拠することで育児と就業を両立させ、そのことで何とか従来の「男女共同参画」型類型を継承している。従来はなかった世帯類型として、①「夫・Ⅰ+妻・Ⅰ」類型があり、北京市で有配偶女性の7.2%が専業主婦であるという場合、その専業主婦はこの世帯類型である。もう一つが③「夫・Ⅱ+妻・Ⅲ」類型があり、従来の夫婦フル就業の世帯とは異なる、日本での妻パート世帯とも類似した妻非正規型就業の世帯が新たに出現しており、この類型の世帯において、家計収入では補助的役割を担い、家事分担では主担当者である妻の存在がみられるということであった。

以上が冒頭で掲げた本稿の仮説「市場経済はジェンダーニュートラルではない」のいわば状況証拠である。本稿の課題は、どのようなプロセスを経て市場経済化がジェンダーに対しニュートラルではない影響を与えたのかであり、それをこれまでみてきた。それはもともと中国で実現していた男女共同参画型社会を支えていたいくつかの社会的諸制度（3節の(5)を除く(2)から(6)）が、市場経済化の進展によって浸食されていったというプロセスを経た変化であるというのが本稿の観察結果である。

さまざまな社会的諸制度の存在によって社会は均衡ある再生産を果たす。市場経済がこれら社会的諸制度に支えられて、あるいは社会的諸制度の中に埋め込まれて機能する場合には、市場経済は社会的再生産を阻害しないが、市場経済が社会的諸制度と補完的ではなく、代替的に機能するとき、つまりは市場経済化が社会的諸制度を侵食するような場合は、社会的再生産を危うくする可能性が浮上する。畢竟、市場経済は人間の再生産を含む社会的再生産をオートノミーになしえるものではないからである。中国では、市場経済化の進展により、男女間の経済的平等を担保していた社会的諸制度が侵食されたことが、ジェンダー間の差異拡大として具現化したのである。これが本稿の得た暫定的結論である。

## 参考文献

## I 日本語文献

- 石塚浩美 (2010)『中国労働市場のジェンダー分析』, 勁草書房  
落合恵美子 (1989)『近代家族とフェミニズム』, 勁草書房  
瀬地山角 (1996)『東アジアの家父長制』, 勁草書房  
田村慶子・篠崎正美編著 (1999)『アジアの社会変動とジェンダー』, 明石書店  
藤井光男編著 (1997)『東アジアの国際分業と女性労働』, ミネルバ書房  
丸川知雄 (2002)『労働市場の地殻変動』, 名古屋大学出版会  
溝口由己 (2001)「中国都市部世帯での夫妻間家事分担と家計管理」, 『季刊家計経済研究』 No.50, (財)家計経済研究所

## II 中国語文献

- 沈崇麟・楊善華主編 (1995)『当代中国城市家庭研究』, 中国社会科学出版社  
国家統計局『中国統計年鑑』各年版, 中国統計出版社  
国家統計局・労働社会保障部編『中国労働統計年鑑』各年版, 中国統計出版社  
国家衛生計生委家庭司編 (2016)『中国家庭發展報告2016』, 中国人口出版社  
李秋芳主編 (2003)『中国婦女就業：現状與対策』, 中国婦女出版社  
譚深 (1994)「当代中国婦女狀況的分析與予測」(秋山洋子, 江上幸子, 田畑佐和子, 前山加奈子編訳 (1998)『中国の女性学』勁草書房所収)  
劉達臨等著 (1998)『中国婚姻家庭変遷』, 中国社会出版社  
劉英主編 (1987)『中国婚姻家庭研究』, 社会科学文献出版社  
李銀河 (2003)『女性権力的蜂起』, 文化芸術出版社  
沙吉才主編 (1995)『当代中国婦女家庭地位研究』, 天津人民出版社  
中華全国婦女联合会婦女研究所編 (1991)『中国婦女統計年鑑』, 中国統計出版社